

JAS認証取得に 必要な施設だけでも 支援できるようになりました

✓ 要件がJAS構造用製材の利用量に変わりました。👉 Point1

✓ JAS構造材生産設備が優先採択されます。👉 Point2

Point1

施設導入に当たって工場全体の生産量等を増加しなくても、JAS構造用製材の格付量を一定割合増加する場合は支援可能となります。

※ なお、対象のJAS構造用製材は、JAS格付けされた構造用製材の柱、横架材及び土台に限ります。



グレーディングマシン

Point2

施設導入に当たってJAS構造材生産を拡大させる場合は、ポイント加算などの優遇措置が受けられます。

(注)このほかの木材加工流通施設等の整備への支援がなくなるわけではありません。

支援予算	林業・木材産業循環成長対策 (当初予算)	(参考) 林業・木材産業国際競争力強化総合対策 (補正予算) ※R6補正予算では「JAS構造用製材供給強化メニュー」を措置
主な要件	JAS構造用製材の地域材利用量目標の伸び率が、都道府県の地域材利用量目標の伸び率以上	JAS構造用製材の出荷量目標が現状の2割以上増加 または、JAS構造用製材の格付率目標が3割以上
上限補助額 (計算方法)	地域材利用量増加量 ^(※1) × 単価 ^(※2) × 補助率(1/2以内) ※1：JAS構造用製材における利用増加量(原木換算) ※2：製材工場の場合、5.5万円/m ³	
対象設備	グレーディングマシン、モルダー、木材乾燥機、その他製材加工等に必要となる機械設備(帯鋸盤、丸鋸盤など) 等	
申請 スキーム	<p>事業体 → 都道府県 → 国</p> <p>※毎年7月頃までには、都道府県林務部局に対して活用要望の相談をしておく必要があります。</p>	

相談窓口

林野庁木材産業課調整班(03-6744-2292)

※本事業は林野庁から都道府県への交付金となりますので、具体的な要望については都道府県の林務部局までご相談ください。